

利用団体各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構
國立沖縄青少年交流の家
所長 山里 望
(公印省略)

施設使用料金改訂のお知らせ

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本施設の運営並びに各種事業にご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、かねてより独立行政法人国立青少年教育振興機構では令和6年4月1日から施設使用料を改訂することをお知らせしてまいりましたが、国立沖縄青少年交流の家では、離島施設という条件を鑑み、先にお伝えしました料金体系（令和5年9月11日付け独国青財第4号）から、下記のとおり独自の経過措置を採用することとなりました。

つきましては、出費多端な折恐縮に存じますが、趣旨ご理解の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、改訂施設使用料においては、現行のシーツ等洗濯料、並びに一般使用料は廃止となりますのでご了承くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1 改訂の趣旨

政府予算が厳しい状況の中、すべての子どもたちに良質な体験機会を提供し、将来に渡って青少年教育を推進するため、さらなる質の充実を図り、安全・安心でより良質な体験活動の提供が可能な施設運営を実施する所存です。しかしながら、施設の充実に係る経費全てを政府予算で賄うことが困難であるため、施設の充実に係る経費の一部を利用者の皆様にご負担いただくことで、全ての子どもたちの安全・安心に配慮して、感動体験を提供できる体制の充実を図ってまいります。

2 改訂施設使用料

①幼児A（年少未満）	0円
②幼児B（年少～年長）	本館300円/泊 キャンプ場300円/泊
③児童生徒（小学生～高校生）	本館600円/泊 キャンプ場300円/泊
④大学生（短大、専修学校専門課程等）	本館1,200円/泊 キャンプ場600円/泊
⑤大人（①～④に該当しない者）	本館2,500円/泊 キャンプ場1,200円/泊

※令和6年度においては、すべての場合において2泊目以降無料とする。

※令和7年度は3泊目以降無料とし、以降は再検討を予定。

3 減免措置の対象

- ①学校利用を原則とした要保護・準要保護世帯の児童生徒と帶同の保護者（減免申請書の提出が必要）
- ②特別な配慮を要する子ども向けの活動を行う団体（減免申請書の提出が必要）
- ③その他、長期利用団体、青少年団体等についても条件に応じて減免の対象とする

※「減免申請書」については指定の様式あり。（後日ホームページにて掲載）

4 その他

詳細については、直接お電話等でお問い合わせください。

以上